

令和6年度

あんぜん建設協会

一人親方労災保険のご案内

【一人親方労災保険】とは従業員をつかわす一人または家族で建設業に従事する方を対象とした労災保険です。



治療費は 自己負担ゼロ！

入院補償は 治るまでずっと給付！



一人親方労災保険に加入をしていれば、仕事中のちょっとした怪我から、手術の必要な大怪我まで、**治療費は一切かかりません**。保険をつかうことにより、翌年の保険料が高くなることはありませんので安心してつかえます。入院補償(希望日額の80%)は、民間の保険のように給付日数の上限はなく、医師が治癒(完治または症状固定)と判断するまで給付がなされます。障害補償、遺族補償も充実しています。



いざというときの対応が違います

いざ事故がおきて事務局に連絡をしたところ、何も記入していない労災の用紙が送られてきただけ…という経験はありませんか。当協会では、社会保険労務士資格を有する労災のプロを揃えています。いざというときの迅速確実な対応が可能です。

安全への意識が高まっています 加入の手続きは簡単！



労災保険に加入をしていないと、**現場への入場を認めない**という現場が増えています。一生を補償してくれるのは**国の運営する労災保険**しかないからです。まずは労災保険に加入し、上乗せで民間の保険を利用するのがいいでしょう。手続きは、申込書に必要事項を記入・捺印するだけです。



比べてください！
初年度は
55,430円

※日額6千円の場合

2年目からは50,430円

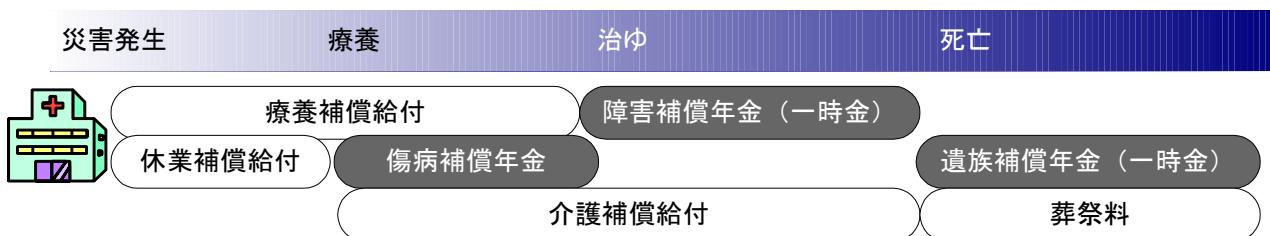


これで安心！

《お問い合わせ》 Tel : 052-331-0844 Fax : 052-321-1108 担当 : 廣島
メールアドレス : anzen@jinjiken.co.jp

あんぜん建設協会事務局 中部労務管理保険組合 URL <http://www.jinjiken.co.jp/>
★中小企業の社長向けの労災保険の委託も受けております。詳しくは、ご相談ください。

あんぜん建設協会 一人親方労災保険の給付



【療養中】

療養補償給付

保険診療の全額を受けられる。自己負担額はない。

休業補償給付

療養中に仕事を4日以上休んで、入院した(全部労働不能)ときは、4日目から欠勤1日につき給付基礎日額の8割が、受けられる。

【障 害】

傷病補償年金

療養開始後1年6カ月を経過した日以降に、傷病が治っておらず障害の程度が1～3等級に該当したとき、年金として受けられる。

障害補償年金 障害補償一時金

傷病が治ったとき、障害の程度が、1～7等級に該当すると年金が、8～14等級に該当すると一時金が受けられる。第1級＝313日分～第7級＝131日分、第8級＝503日分～第14級＝56日分。

介護補償給付

傷病補償年金または障害補償年金を受ける権利があり、常時または随時介護を要する状態にあるとき受けられる。

【死 亡】

遺族補償年金 遺族補償一時金

死亡したとき、労働者の収入によって生計を維持していた遺族(妻、子、55歳以上の夫・父母・祖父母・兄弟姉妹など)が年金を受けられる。1人＝153日分 4人以上＝245日分。年金を受けられる遺族がないときは、一時金(1000日分)。

葬祭料

労働者の葬祭を行う者が受けられる。31万5千円+30日分または60日分の多い方。

